

東京都におけるリバウンド防止措置（案）

令和3年9月28日

東京都

1. 東京都におけるリバウンド防止措置（案）

(1) 区 域

都内全域

(2) 期 間

令和3年10月1日（金曜日）0時から10月24日（日曜日）24時まで

(3) 措置等の概要

新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、以下の要請等を実施

① 都民向け

- ・外出については、少人数で混雑している場所や時間を避けて行動することを要請 等

② 事業者向け

- ・施設の使用制限の要請（営業時間短縮の要請）
- ・催物（イベント等）の開催制限 等

なお、10月25日（月曜日）以降の措置等の内容については、別途、東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、決定する。

また、上記期間の終了前であっても、感染状況等に応じ、専門家の意見を聴取した上で、措置等の強化又は緩和を行うことがある。

2. 都民向けの要請

- 外出については、少人数で混雑している場所や時間を避けて行動することを要請
(新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法第24条第9項)
- 帰省や旅行・出張など都道府県間の移動に際しては、基本的な感染防止策を徹底することを要請 (法第24条第9項)
- 21時以降、飲食店等に入入りしないことを要請 (法第24条第9項)
- 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛を要請
(法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請①

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
遊興施設 (第11号)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗 ● 営業時間の短縮（5時から21時）を要請（法第24条第9項） ● 同一グループの同一テーブルへの入店案内を原則4人以内とすることを要請（法第24条第9項） ● 11時から20時までの間、酒類提供・持込を可とする
飲食店 (第14号)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等 (宅配・テイクアウトサービスは除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗 ● 営業時間の短縮（5時～20時）を要請（法第24条第9項） ● 酒類提供・持込の自粛を要請（法第24条第9項）
集会場等 (第5号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場	<ul style="list-style-type: none"> ● 飲食を主として業とする店舗で、カラオケ設備を提供している場合、カラオケ設備の利用自粛を要請（法第24条第9項） ● 飲食を主として業とする店舗以外において、カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、換気の確保等、感染対策の徹底を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請②

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
遊興施設 (第11号)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー(接待や遊興を伴うもの)、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の取組の実施を要請(法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止(すでに入場している者の退場を含む) ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)
飲食店 (第14号)	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店、バー(接待や遊興を伴わないもの)等(宅配・テイクアウトサービスは除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ●業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請(法第24条第9項)
集会場等 (第5号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場	<ul style="list-style-type: none"> ●業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請(法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(2) イベント関連施設等への要請

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要 請 内 容
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、 ・演芸場 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 規模要件等に沿った施設の使用を要請 (法第24条第9項) (「3(6) イベントの開催制限」参照) ● 営業時間短縮 (5時～21時) の協力を依頼
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下の取組の実施を要請 (法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む) ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、 多目的ホール 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設での飲酒につながる酒類提供の自粛を要請 (法第24条第9項) ● 利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第24条第9項)
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館 (集会の用に供する部分に限る。)	<ul style="list-style-type: none"> ● カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の混雑を避けること、 換気の確保等、感染対策の徹底を要請 (法第24条第9項) ● 業種別ガイドラインの遵守を要請 (法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(3) イベントを開催する場合がある施設への要請

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、 柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、 陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、 バットテニ場、練習場、スポーツクラブ、 ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 規模要件等に沿った施設の使用を要請 (法第24条第9項) (「3 (6) イベントの開催制限」参照) ● 営業時間短縮 (5時～21時) の協力を依頼 ● 以下の取組の実施を要請 (法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勸奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む) ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)
遊技場 (第9号)	テーマパーク、遊園地	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設での飲酒につながる酒類提供の自粛を要請 (法第24条第9項)
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、 動物園、植物園 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第24条第9項) ● カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、 換気の確保等、感染対策の徹底を要請 (法第24条第9項) ● 業種別ガイドラインの遵守を要請。(法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(4) 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設への要請

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 営業時間短縮（5時～21時）の協力を依頼（生活必需物資を除く。） ● 以下の取組の実施を要請（法第24条第9項） <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む） ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）
遊技場 (第9号)	マーじゃん店、パチンコ屋、ゲームセンター 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 百貨店の地下の食料品売り場等に対し、入場者の整理等の実施を要請（法第24条第9項） ● 施設での飲酒につながる酒類提供の自粛を要請（法第24条第9項）
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請（法第24条第9項）
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等	<ul style="list-style-type: none"> ● カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、換気の確保等、感染対策の徹底を要請（法第24条第9項） ● 業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(5) その他の施設

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底について、協力を依頼 ・部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底について協力を依頼 ・発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図る ・大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することについて協力を依頼
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等 (第3号)	大学等	
集会場等 (第5号)	葬祭場	以下の事項について、協力を依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・施設での飲酒につながる酒類提供の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと ・カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、換気の確保等、感染対策の徹底
博物館等 (第10号)	図書館	入場整理の実施の協力を依頼
遊興施設 (第11号)	ネットカフェ、マンガ喫茶 等	以下の事項について、協力を依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・入場整理の実施
商業施設 (第12号)	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設での飲酒につながる酒類提供の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと ・カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、換気の確保等、感染対策の徹底
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	オンラインの活用等の協力を依頼

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請 (法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(6) イベントの開催制限（※令和3年10月30日（土）24時まで）

- イベント主催者等に対して、規模要件等（人数上限・収容率等）に沿った開催を要請（法第24条第9項）

	施設の収容定員（※1）		
	5,000人以下	5,000人超～10,000人以下	10,000人超～20,000人以下 20,000人超
大声なし （※2）	収容定員まで可	5,000人まで可	収容定員の半分まで可
大声あり （※2）	収容定員の半分まで可		

（大声なし）クラシック音楽、演劇等（大声あり）ロックコンサート、スポーツイベント等
 ※1 収容定員が設定されていない場合は、十分な人との距離（1m）を確保できることが必要
 ※2 大声なし、大声ありの判断は、実態に照らして個別具体的に判断

- 営業時間の短縮（5時から21時まで）について、協力を依頼
- 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）
- 参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等の徹底について、協力を依頼
- 接触確認アプリ等の利用奨励を要請（法第24条第9項）

(7) 職場への出勤等

- 職場への出勤について、テレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すことを要請（法第24条第9項）
- 事業の継続に必要な場合を除き、従業員の20時までの早期終業・帰宅について、協力を依頼

飲食店等に対する協力金

営業時間短縮等の要請に全面的にご協力いただいた都内の飲食店等に対して、協力金を支給

- 対象期間 令和3年10月1日(金)～24日(日)【24日間】
- 支給額 一店舗当たり 中小事業者：60万円～480万円
(予定) 大企業：上限480万円

※詳細は追って公表

令和3年度9月補正予算案（追加分）

飲食店等に対し、リバウンド防止措置期間中の営業時間短縮等の要請に伴う協力を支給するため、**補正予算を編成**

予算規模 2,283 億円

令和3年度9月補正予算(案) (追加分) について

1 補正予算の主旨

- 都内の飲食店等に対して、リバウンド防止措置期間中の営業時間短縮等を要請することに伴い、感染症拡大防止協力を支給します。
- このため、令和3年第三回定例会に補正予算を追加提案します。

2 財政規模

(1) 補正予算の規模

区分	補正予算		既定予算	計
	9月17日発表分 億円	今回追加分 億円		
一般会計	5,647	2,283	10兆4,444	11兆91

(2) 補正予算の財源

区分	一般会計		基金繰入金
	歳出 億円	歳入 億円	
一般会計	2,283	2,261	22

(注) 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

【補正事項】

○飲食店等に対する「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」の支給【産業労働局】
2,283億円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、都内の飲食店等に
対して、リバウンド防止措置期間中の営業時間短縮等を要請することに伴い、
全面的に協力頂いた事業者の店舗を対象として「営業時間短縮に係る感染
拡大防止協力金」を支給（10月1日から10月24日までの分）

（営業時間短縮に係る協力金の申請に当たっては、感染防止のガイドライン
遵守や感染防止徹底宣言スツーカーの掲示、コロナ対策リーダーの選任・
登録等が必要）

学校の対応

- ✓ **基本的な感染症防止対策を一層徹底**
- ✓ **都立学校は、対面学習を基本とし、感染状況により、オンライン学習で対応**
- ✓ **部活動は、休憩中や活動の前後を含め感染症防止対策を徹底した上で実施**
- ✓ **修学旅行等の集団での宿泊を伴う活動は、今回のリバウンド防止措置期間中は延期**

※修学旅行については、今回のリバウンド防止措置期間終了後に実施できるよう各学校において必要な感染症防止対策について検討し準備を進める

都立施設等の対応

10月1日以降の対応

- リバウンド防止のため、これまで同様、感染防止対策を徹底した上で開館
- 入場制限を実施しつつ、三密にならない範囲で一日の入場者数を引き上げ
- 都立公園の対応（継続）
 - ・ 通行規制、特定エリアの立入制限、集団での飲酒等の自粛要請
 - ・ 売場での酒類の販売停止、園内巡回による呼び掛け